

各務地区社会福祉協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は各務地区社会福祉協議会と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会定款第1条（この社会福祉法人は各務原市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする）による事業の内、地域に適応した福祉活動を行い、地域ぐるみで住みよいまちづくりに努めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 社会福祉に関する調査・研究
- (2) 地域に適応した社会福祉事業の計画と実施
- (3) 社会福祉に関する広報、宣伝、啓発
- (4) 関係機関、団体との連絡、調整
- (5) 地域内で各種団体が行う福祉活動への援助
- (6) 地域内の生活課題を受け止め、解決に向けた取り組み
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会会員で各務地区に居住または事業所を有する者とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。ただし、人数については、年度により会長または運営委員会の指示のもと、若干の変更を行う場合がある。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 5名 |
| (3) 福祉推進員 | 2名 |
| (4) 理事 | 20名程度 |
| (5) 評議員 | 50名程度 |
| (6) 監事 | 2名 |

(役員を選出)

第6条 理事は、区長、民生委員児童委員、主任児童委員、ふれあい活動指導員、青少年育成推進指導員、ボランティアハウス代表、近隣ケアグループ代表、シニアクラブ代表、ならびに社会福祉に熱意のある者で会長または運営委員会が推薦する者をあてる。

2. 会長・副会長は、理事会において理事の中から互選する。
3. 評議員は、各分野から選出された、あるいは推薦された次の住民代表によって構成する。
 - (1) 区長、自治会長、副区長、常会長等自治会役員
 - (2) 民生委員児童委員、主任児童委員
 - (3) PTA役員
 - (4) 子ども会育成会役員
 - (5) シニアクラブ役員
 - (6) ボランティアハウス代表
 - (7) 体育振興会役員
 - (8) 障がい者団体役員
 - (9) ふれあい活動指導員
 - (10) 青少年育成推進指導員
 - (11) 近隣ケアグループ代表
 - (12) その他社会福祉に熱意のある者で、会長または運営委員会が推薦する者
4. 監事は、評議員の中から互選する。
5. 福祉推進員は、理事または社会福祉に熱意のある者の中から会長または運営委員会が推薦し、理事会において選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし、福祉推進員任期は3年とする。

2. 役員再任については、これを妨げない。
3. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員は、任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。
5. 役職をもって役員になった者の任期は、その役職の在任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は本会を代表して会務を総括する。

2. 副会長は、会長が執行する組織運営を補佐し、会長が事故あるときは、あらかじめ定めた順位による副会長がその職務を代行する。

3. 理事は、理事会を組織し会務を執行する。また、第3条に定める事項を審議する。
4. 評議員は、第14条に定める事項を審議する。
5. 監事は、本会の会務並びに会計の執行状況を監査する。
6. 福祉推進員は、会長が執行する業務運営を補佐し事業活動を推進する。

(会計)

第9条 本会に会計を置く。

2. 会計を理事の中から選出して、会長が委嘱する。
3. 会計は、本会の経理にあたる。

(顧問)

第10条 本会に顧問をおくことができる。顧問は、本会の事業を支援し意見を具申することができる。

(会議)

第11条 会議は、運営委員会、理事会、総会とし、会長が招集する。

2. 会議に議長をおく。議長は、会長または会長が委嘱した者があたる。
3. 会議は、過半数の役員の出席により成立する。議事は、出席した役員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、会長、副会長、福祉推進員により構成し、本会の活動の企画と運営を行う。

(理事会)

第13条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業の方針並びに運営に関する事項
- (2) 総会に付議する事項
- (3) その他、会長が付議した事項

(総会)

第14条 本会は、毎年1回以上総会を開くものとする。ただし、理事会と評議員の合同会議をもって総会にかえることができる。

総会は、次の事項を審議する。

- (1) 地区社協の方針に関する事項
- (2) 事業計画並びに収支予算

- (3) 事業報告並びに収支決算
- (4) 諸規定の制定及び改廃
- (5) その他、会長が必要と認めた事項

(経費)

第15条 本会の経費は、次に掲げる収入をもってあてる。

- (1) 社会福祉法人各務原市社会福祉協議会よりの地区社協交付金
- (2) メニュー事業による助成金
- (3) 地区運営費助成金
- (4) 寄付金及びその他の収入

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の変更)

第17条 この会則は、総会の議決をもって変更することができる。

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、地区社協の運営に関し必要な事項は会長が定める。

- (雑則)
1. 本会の運営を円滑に実施するために、別に細則を定めることができる。
 2. 本会に各種委員会をおくことができる。

- (細則)
1. 会長が交代、または辞意の意向があるときは、理事会に申し出、副会長は次期会長を理事会に推薦するものとする。

- (付則)
1. この会則は、昭和57年6月1日より施行する。
 2. この会則は、平成15年3月15日より施行する。
 3. この会則は、平成19年5月より施行する。
 4. この会則は、平成22年4月1日より施行する。
 5. この会則は、平成26年5月11日より施行する。
 6. この会則は、平成27年4月1日より施行する。
 7. この会則は、令和7年3月9日より施行する。